

●特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほくの設立にあたって



消費者市民ネットとうほく理事長 吉岡 和弘 (弁護士)

事業者の問題ある勧誘に「待った」をかけたたり、賠償を求める権利が国の認証を受けた消費者団体に認められました。「適格消費者団体」といいます。その認定を受けるための消費者団体・「消費者市民ネットとうほく」を立ち上げました。東北に住む消費者が安心・安全の消費生活を送れる社会をめざし、ともに活動しませんか。



消費者市民ネットとうほく理事 河上 正二

(東京大学大学院法学政治学研究科教授)

消費者や消費者団体が、消費者の視点に立った市場の監視者としての役割を担うためには、専門的知見や訴訟遂行能力という武器を持つ適格消費者団体の存在と、主体的に考え行動する「消費者市民」の参画が鍵になります。「ネットとうほく」は、消費者を守り、東北の消費者市民を育てる「地域のプラットフォーム」となることを目指します。



消費者市民ネットとうほく理事 榑引 進一

(公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会東北支部長)

私どもは、現在、全国7支部で約3500名の会員がおりますが、管内に適格消費者団体が無いのは、残念ながら東北支部だけでした。今後は、東北初の適格消費者団体設立に向け、消費者団体の一員として微力ながら努力します。



消費者市民ネットとうほく理事 野崎 和夫

(宮城県生活協同組合連合会専務理事)

生協は、消費者一人ひとりが手をつなぎあい、暮らしをより豊かにするためにつくられた、消費者の自発的な組織です。消費者の権利確立につながる適格消費者団体の活動に私たちも参加していきます。

●NPO法人設立までの経過と東北初の適格消費者団体設立にむけて

現在、全国で11の適格消費者団体が内閣総理大臣の認定を受け活動していますが、東北にはまだ適格消費者団体は設立されておりません。そのため、東北における消費者被害の未然防止・拡大防止・被害救済が他の地域に遅れてしまうことのないよう対応を急ぐ必要があります。

適格消費者団体の認定を受けるためには、特定非営利活動法人(NPO法人)又は公益法人であることや相当期間・継続して消費者利益擁護のための活動を行った実績があることなどが要件とされていることから、私たちは、まず、適格消費者団体を目指すため、その前身となるNPO法人を立ち上げることにいたしました。

NPOの設立準備の一環として、昨年8月3日に、仙台市において、「適格消費者団体設立準備フォーラム」と題する市民集会を開催しました。東北各地から約80名の参加者があり、改めて東北に適格消費者団体の設立が求められていることを実感できました。

この市民集会の後は、NPO法人を具体的に設立するために設立総会の準備に取りかかり、昨年10月19日に、仙台市において「特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく」の設立総会を開催いたしました。総会では、代表の吉岡和弘弁護士から、東北全体をカバーできる団体を目指したい

旨方針説明があり、NPO法人の設立・活動目的や事業・活動計画などについて審議し、全て無事承認されました。

この後NPO法人としての認証申請を仙台市に提出し、本年2月20日に無事認証されたことから、3月3日に法人登記の申請を行い、消費者市民ネットとうほくがNPO法人として正式に始動する運びとなりました。

本年3月3日の時点で、個人正会員35名、団体正会員8団体、個人賛助会員2名、団体賛助会員1団体の申し込みがなされており、吉岡理事長を含む11名の理事、2名の監事の役員体制でスタートしたいと思います。

今後は、各地の適格消費者団体やその設立を目指す団体等とも連携しながら、東北初の適格消費者団体設立に向けて活動していく方針です。各地の取り組みも参考にしながら、地域における消費者被害の未然防止・拡大防止や地域の消費者が安全で安心して生活できる社会を目指して進んでいきたいと思っておりますので、引き続きご支援ご協力をよろしくお願いいたします。

●これまでの活動報告

【差止請求事例集解説セミナー】消費者庁主催

2014年2月4日 於：東京エレクトロンホール宮城

このセミナーは、消費者団体訴訟制度がスタートしてから6年間の差止請求事例111件の成果を広げるために開催されました。「ネットとうほく」では、消費者機構日本とともに、このセミナーの運営にあたりました。埼玉消費者被害をなくす会・検討委員の宮西陽子弁護士より事例集解説、消費者庁須藤希祥課長補佐より消費者裁判手続特例法についての説明がありました。



宮西弁護士による事例集解説

【消費者団体訴訟制度シンポジウム】消費者庁主催

2014年2月10日 於：東北学院大学

このシンポジウムは、一般消費者にも消費者団体訴訟制度を知らせるために開催されました。寸劇、活動報告、政策説明の後、パネルディスカッションでは小野寺友宏理事がパネリストとして参加し、消費者契約法、消費者団体訴訟制度の意義について解説しました。



パネリストとして参加の小野寺理事

【適格消費者団体学習講演会】山形県生活協同組合連合会主催

2014年3月8日 於：山形国際ホテル

この講演会では、国民生活センター理事長・元一橋大学教授の松本恒雄さんを講師に東北地方における適格消費者団体設立の意義、役割等の理解を深めるため「健全で公正な市場のための適格消費者団体の役割」について学習しました。講演後、鈴木裕美理事、小野寺友宏理事より当法人の活動について報告いたしました。

●消費者市民ネットとうほくのパンフレットができました

消費者市民ネットとうほくの活動内容等を知っていただけるパンフレットが出来上がりました。消費者市民ネットとうほくの活動を一人でも多くの皆さんにご理解いただき、ご支援をいただけますよう、お知り合いの方にもお声掛け頂ければと思います。パンフレット、入会申込用紙の必要な方は事務局まで電話、Fax、eメール等でご請求ください。

【発行元】特定非営利活動法人 消費者市民ネットとうほく事務局

〒981-0933 仙台市青葉区柏木1-2-45 フォレスト仙台5F 宮城県生協連内

TEL 022-727-9123 FAX 022-276-5160

eメールアドレス sn.mshiminnet@todock.jp